

海老名市 指定NPO法人制度 (指定申出の手引)



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

平成27年4月
海老名市 市民活動推進課

1 指定NPO法人制度について

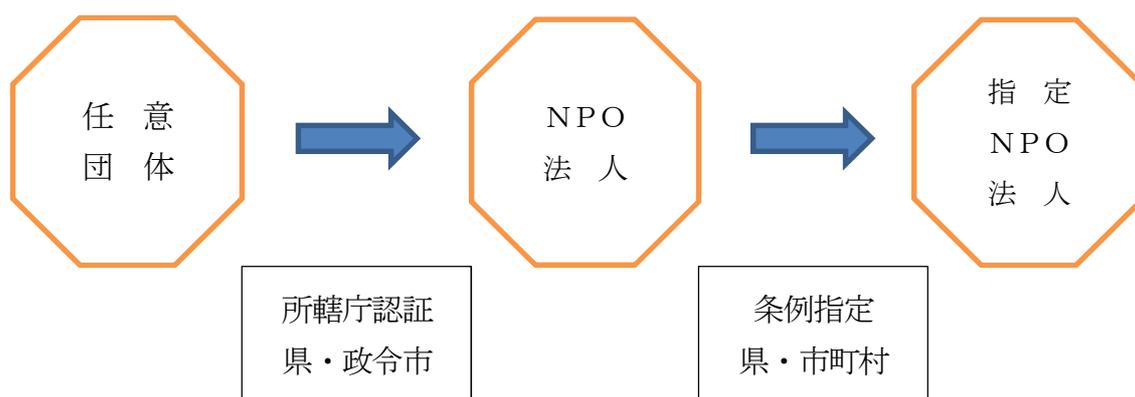
◆ 指定NPO法人制度とは

平成23年6月の地方税法の改正により、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（指定NPO法人）として、県または市町村の条例で個別に指定された団体に対して寄附をした方は、個人住民税の税額控除を受けられることになりました。

海老名市においても、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人への活動を市民が直接支援していく仕組みとして、この制度を導入します。

◆ 指定NPO法人とは

指定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして条例で個別に指定されているものをいいます。NPO法人になるためには所轄庁（都道府県や政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、海老名市や神奈川県指定NPO法人になるためには、さらに一定の要件の審査を受けた後、海老名市や神奈川県の条例で個別に「指定」される必要があります。



海老名市や神奈川県の指定NPO法人になることで、さまざまなメリットがあります。

2 指定NPO法人になることによるメリットとは？

◆ 個人寄附者のメリット

- (1) 海老名市条例により指定を受けた場合は、個人市民税の税制優遇を受けられます。海老名市指定NPO法人に寄附をした寄附者の個人市民税が、寄附金税額控除の対象になります。

減税額 (寄附金額－2,000円) × 6% ※控除には、上限があります。

〈例〉10,000円を寄附した場合 (10,000円－2,000円) × 6% = 480円

- ※ 神奈川県条例により指定を受けた場合は、個人県民税の税制優遇を受けられます。

減税額 (寄附金額－2,000円) × 4% ※控除には、上限があります。

〈例〉10,000円を寄附した場合 (10,000円－2,000円) × 4% = 320円

◆ 指定NPO法人のメリット

- (1) 認定NPO法人になるための認定基準のひとつであるPST要件が免除されます。認定NPO法人とは、指定NPO法人よりもさらに大きな税制優遇を受けられる法人です。指定NPO法人となることで、認定NPO法人への認定基準のうち、最も難しいといわれているPST要件（パブリックサポートテスト）が免除されます。つまり、指定NPO法人になることで、認定NPO法人への近道となります。

※なお、寄附者が認定NPO法人に寄附し、税務署と市民税課に申告をすると、所得税と個人市民税・県民税合わせて寄附金額の50%の税額控除が受けられます。

減税額 (寄附金額－2,000円) × 50% ※所得税40%＋個人市・県民税10%

〈例〉10,000円を寄附した場合 (10,000円－2,000円) × 50% = 4,000円

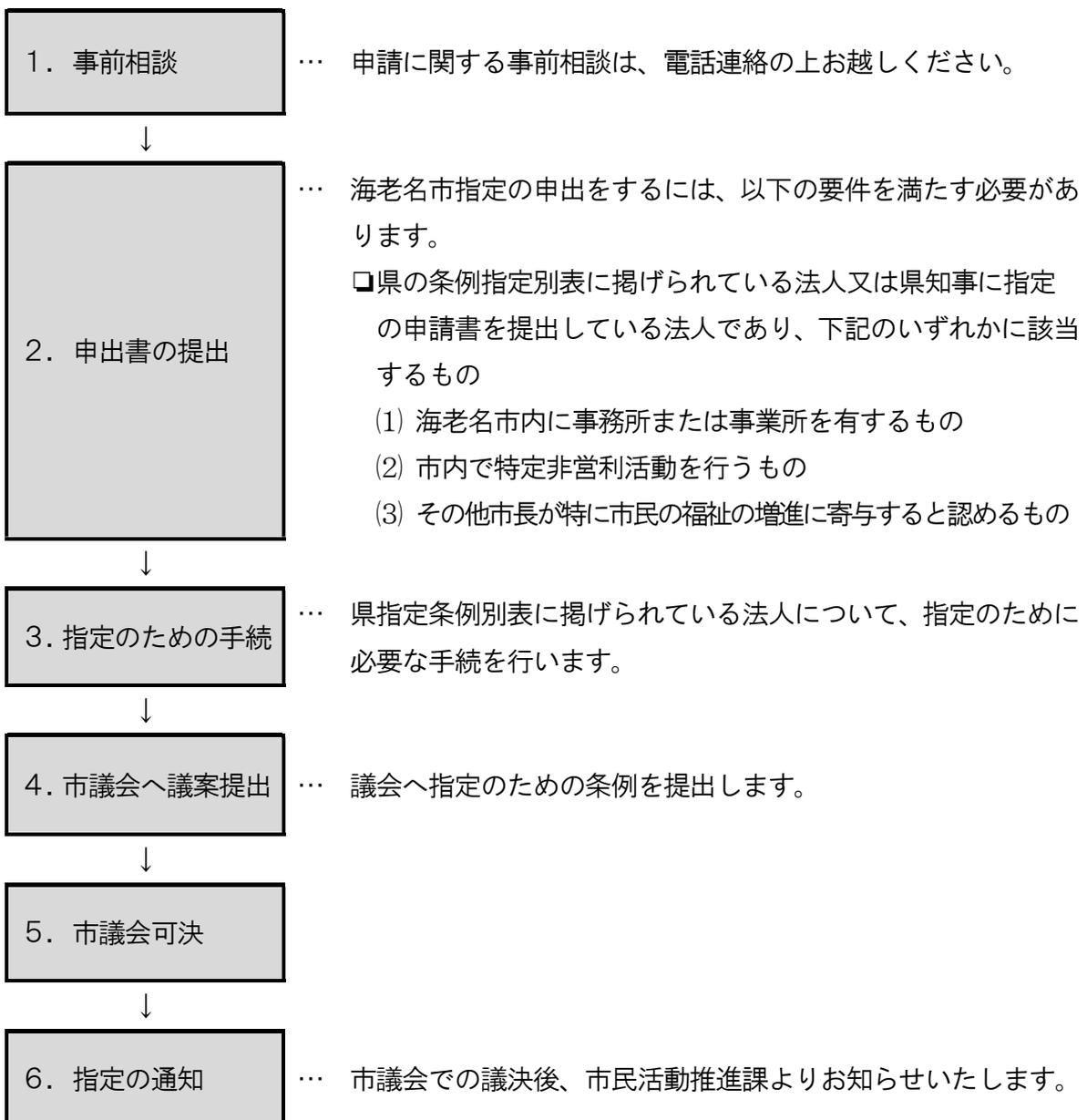
- (2) 内部管理がしっかりします。
指定を受けるために経理や組織の在り方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。
- (3) 社会からの信用が高まります。
指定を受けるために、一層進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

※ PST要件（パブリックサポートテスト）とは

認定基準のうちの一つで、当該NPO法人が広く一般から指示を受けているかどうかを判断するものです。次のいずれかを満たす必要があります。

- ・ 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上であること。
- ・ 各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数が年平均100人以上であること。

3 指定までの流れ



<提出書類>

市所定の様式に必要事項を記入し、添付書類と合わせてご提出ください。

申出に必要な市所定の様式は、ホームページよりダウンロードしてください。

- ① 海老名市指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）
- ② 県指定を受けるために神奈川県知事に提出した申出書類・添付書類の写し

4 指定NPO法人となった後にすることは？

主なものとして、次のことを行う必要があります。

◆ 事業報告書等の提出

指定NPO法人となった場合には、各事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に、毎事業年度1回、事業報告書等を市長に提出しなければなりません。

<提出書類>

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（県条例）第3条第2項第3号の規定により、神奈川県知事に提出した報告書の写し
- (2) 海老名市指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書（第4号様式）
- (3) 海老名市法人及び事業の概要報告書（第5号様式）
- (4) 海老名市指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書（第6号様式）
※助成金の支給を行った場合

◆ 寄附者に対する手続（受領証の発行など）

寄附者が個人市民税の寄附金税額控除を受けるためには、市町村に申告する必要があります。そのため、寄附金を受け入れたときには、寄附者にその申告に必要な次の書類を交付する必要があります。また、寄附者名簿を作成し、保存（5年間）してください。

<寄附金受領証明書>

寄附者の住所及び氏名、受領した寄附金の額、寄附金を受領した年月日、貴団体名称、市税条例で税額控除に該当する根拠などを明示してください。

5 よくある質問

◆ 申出や指定の時期はいつですか？

市への申出の時期	審議される市議会	市指定の時期
3月末まで	6月定例会	6月下旬
6月末まで	9月定例会	9月下旬
9月末まで	12月定例会	12月下旬
12月末まで	3月定例会	3月下旬

※ 上記スケジュールは、県の指定を既に受けている場合によるものです。県の指定をうけるため、県知事に申請書を提出している場合は、県の指定後に市議会で審議されることとなりますので、上記スケジュールとは異なります（P.3 指定までの流れを参照）。

※ 指定されたNPO法人への寄附金については、指定を受けた年の1月1日に遡って個人市民税の寄附金税額控除の対象とします。

◆ 書類の提出はどこにするのでしょうか？

市役所の市民活動推進課の窓口にお持ちいただき、提出してください。

ただし、提出前に事前相談をお願いしております。お手数ですが、あらかじめ電話で相談日時をご予約の上、お越しくください。

◆ 申出に必要な書類や手引書などは、どこで入手できますか？

様式や手引書については、海老名市ホームページからダウンロードできます。

海老名市指定NPO法人制度 指定申出の手引き

【お問い合わせ・連絡先】

海老名市 市民協働部 市民活動推進課

TEL : 046-235-4794 / FAX : 046-231-2670